

一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の自己負担割合が変わります

令和4年10月1日から、医療機関等窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	自己負担割合	区分	自己負担割合
現役並み所得者※	3割	現役並み所得者※	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

一定以上所得のある方は、現役並み所得者を除き、自己負担割合が「2割」になります。

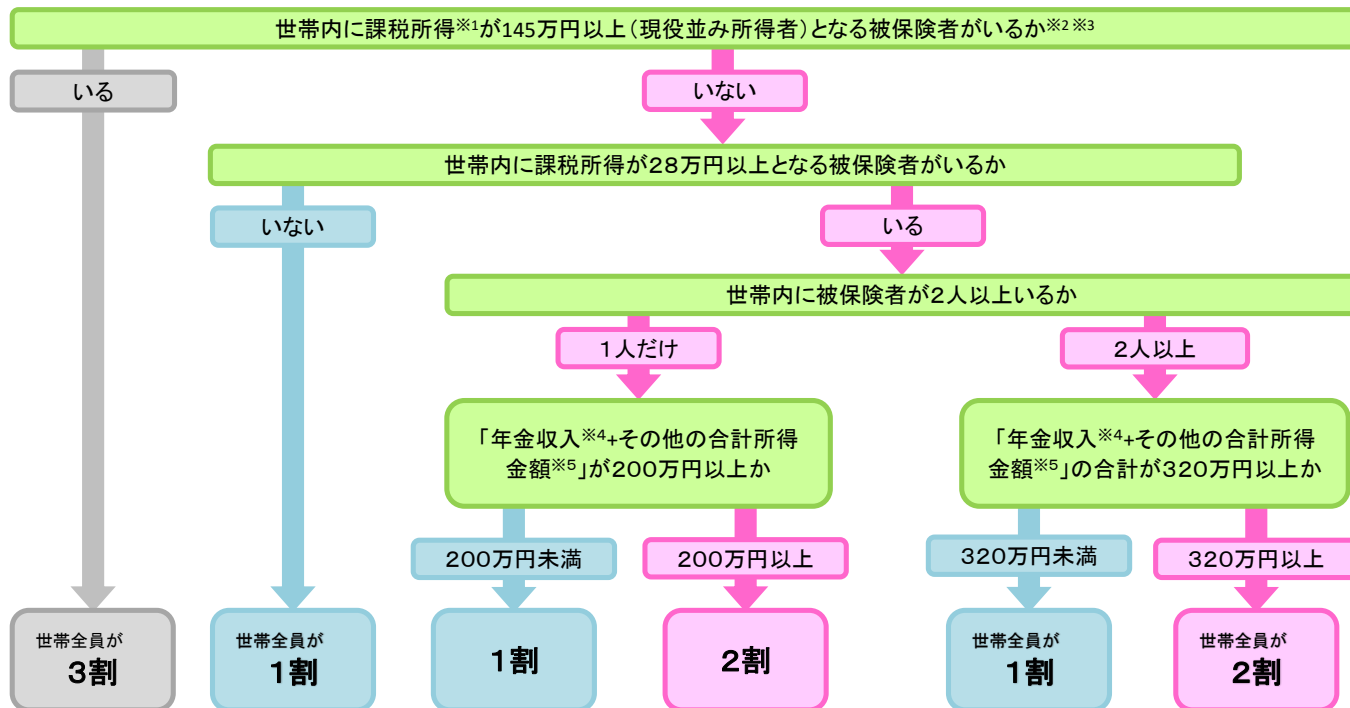
※現役並み所得者（3割負担）の条件は変わりません

令和4年10月1日からの自己負担割合の判定方法

令和3年中の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。

※令和4年10月1日からの自己負担割合は、令和3年中の所得が確定した後、令和4年8月下旬頃から判定を行うことが可能となるため、それまでは「自分は2割負担になるのか」等の判定結果についてお問合せいただいてもお答えすることができません。

【自己負担割合判定チャート】



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額(総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額)」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、基準収入額適用申請により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

■被保険者が1人の場合 → 383万円未満（世帯内に70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満）

■被保険者が複数 → 収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減(配慮措置)について

令和4年10月1日からの3年間、自己負担割合が「2割」となる方の、急激な自己負担額の増加をおさえるため、外来医療の負担増加額の上限が1か月あたり最大3,000円までとなります。

【配慮措置が適用されている場合の計算方法】

【例:1か月の医療費の全体額が「50,000円」の場合】

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増の額 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増加の上限 ④	3,000円
支給(払い戻し)額 (③-④)	2,000円

支給については、各自登録されている高額療養費受給口座に、自動的に振込いたします。

高額療養費の事前申請(振込先口座の事前登録)を行います！

窓口負担が2割に変更になる方で、高額療養費の申請を行ったことがない方には、広域連合より**高額療養費事前申請書**を下記の期間中※に送付します。
お手元に届きましたら、必要事項を記入し、**同封の返信用封筒にてご提出ください。**

※対象期間：令和4年9月下旬～令和5年1月頃

お問い合わせ先

●医療費の自己負担割合の見直しに関するご質問

- ・福島県後期高齢者医療広域連合 (024-528-9025) 8:30～17:15 (土日・祝日を除く)
- ・古殿町役場住民税務課国民健康保険係 (0247-53-4618) 8:30～17:15 (土日・祝日を除く)

●今回の制度見直しの背景等に関するご質問等

- ・厚生労働省コールセンター (0120-002-719) 9:00～18:00 (日曜・祝日を除く)